

事務連絡
令和6年3月25日

各都道府県 離島振興担当部（局） 御中

国土交通省国土政策局
離島振興課

離島振興計画の効果的・効率的な作成について

離島の振興につきましては、日頃より格段のご尽力をいただき厚くお礼申し上げます。

この度、「令和5年地方分権改革に関する提案募集」において、離島振興法（昭和28年法律第72号、以下「法」という。）に基づく離島振興計画に関する提案が寄せられ、「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和5年12月22日閣議決定）が取りまとめられたところです。

離島振興計画の作成・調整過程の合理化は現行においても可能ではありますが、提案内容及び対応方針に基づき、改めて以下のとおり通知いたします。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的助言であることを申し添えます。

記

1. 離島振興計画の作成過程について

法に定める作成過程（別紙参照）に即して作成される限り、離島振興計画の作成過程は、作成する都道府県に委ねられており、以下の内容をはじめ、作成・調整過程の合理化が可能である。

（1）既存の計画の関係部分を明らかにして離島振興計画として提出すること

都道府県が、既存の計画に離島振興計画として必要な内容が含まれていると判断し、それが法の目的を達成するためのものであり、法に定める作成プロセスに即して策定されるのであれば、既存の計画の関係部分を明らかにした上で離島振興計画として提出することは差し支えない。

（2）既存の計画に離島振興計画に必要な事項を追記する等により作成すること

都道府県が、既存の計画に離島振興計画として必要な内容が含まれていると判断し、それが法の目的を達成するためのものであり、法に定める作成プロセスに即して策定されるのであれば、既存の計画に離島振興計画に必要な事項を追記する等により作成することは差し支えない。

<留意点>

既存の計画との一体的策定を行い離島振興計画として提出する場合にあたっては、以下に留意すること。

○離島振興計画は、公共事業の補助率の嵩上げ、交付金等の交付など、国が講じる特別の措置の根拠となるものであるため、以下を踏まえて作成すること。

- ・国が定める離島振興基本方針に適合している計画とすること（法第4条第1項関係）。
- ・離島振興対策実施地域ごとに置かれている地理的・自然的特性が異なることを踏まえ、地域ごとの課題に即して立案すること。

○離島振興計画として以下の所要の手続きを行うこと。

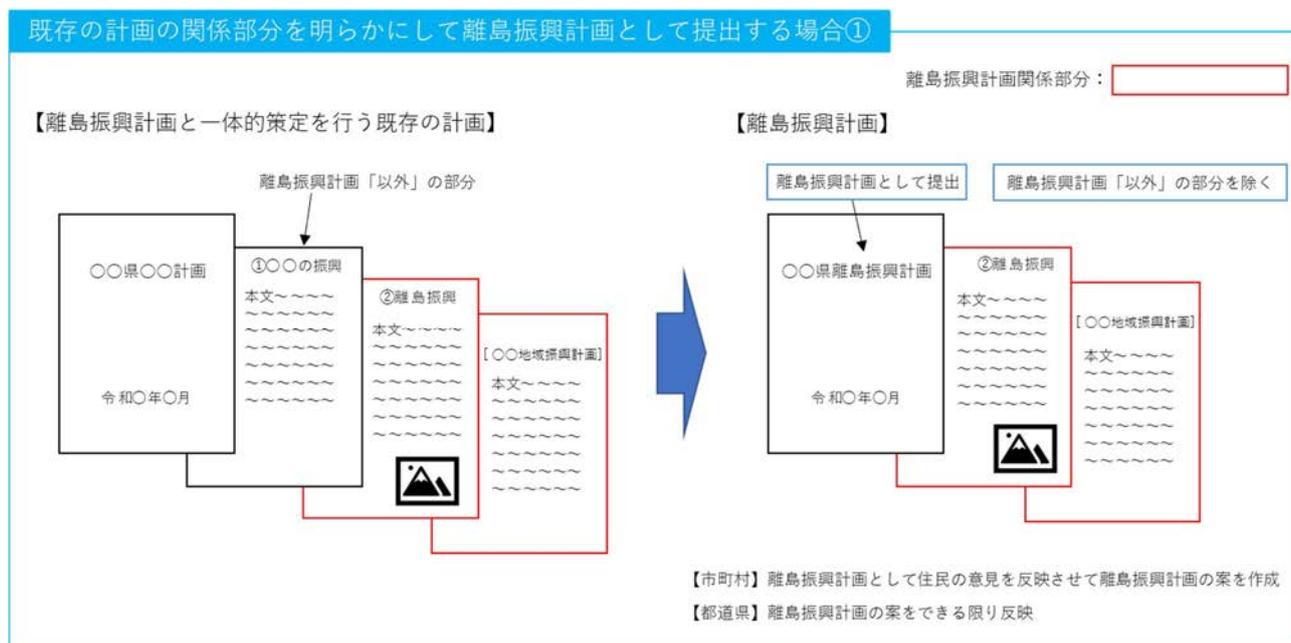
なお、以下の手続きについては、必ずしも一体的策定を行う他の計画と別の時点で実施する必要はなく、他の計画の策定時に離島振興計画としての手続きを同時に行うことも可能である。

- ・作成する都道府県は、法第4条第5項の規定に基づき、市町村に案の提出を求める必要があるが、その場合、一体的策定を行う既存の計画としてではなく、離島振興計画の案として提出を求めること。
- ・離島振興計画の案を作成する市町村は、法第4条第8項の規定に基づき、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずる必要があるが、その場合、一体的策定を行う既存の計画としてではなく、離島振興計画として住民の意見を聞き、これを反映したものとすること。

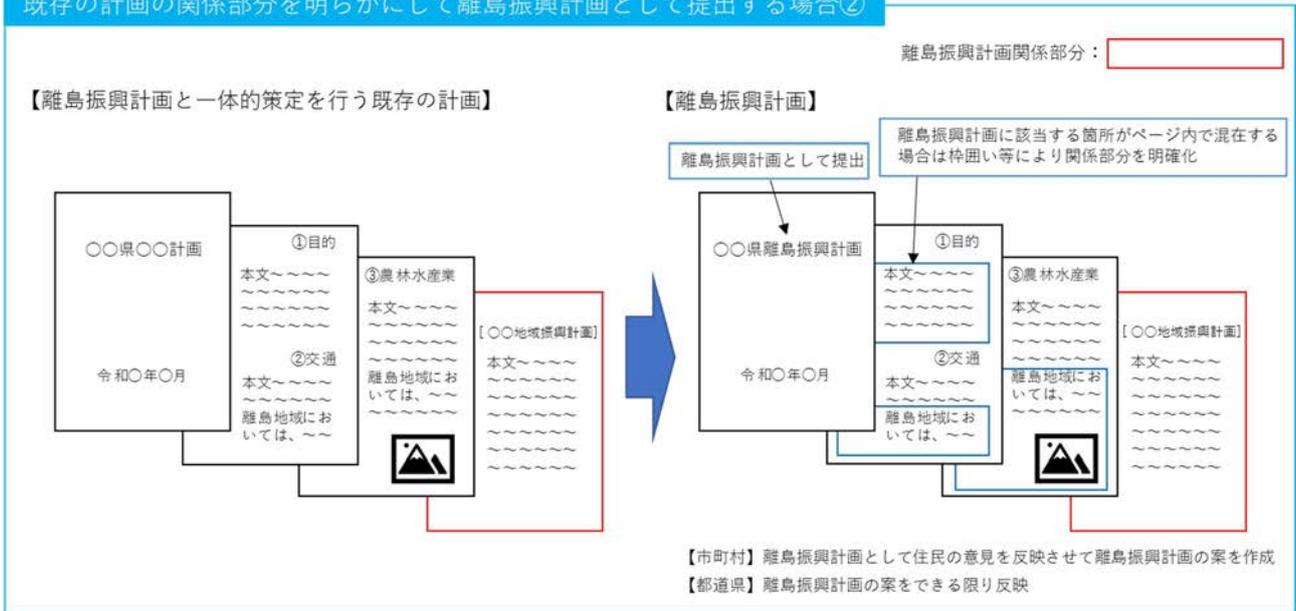
○表紙については離島振興計画とした上で、主務大臣に提出すること。

○離島振興計画の提出に際し、記載されている内容について、必ずしも時点更新は求めない。

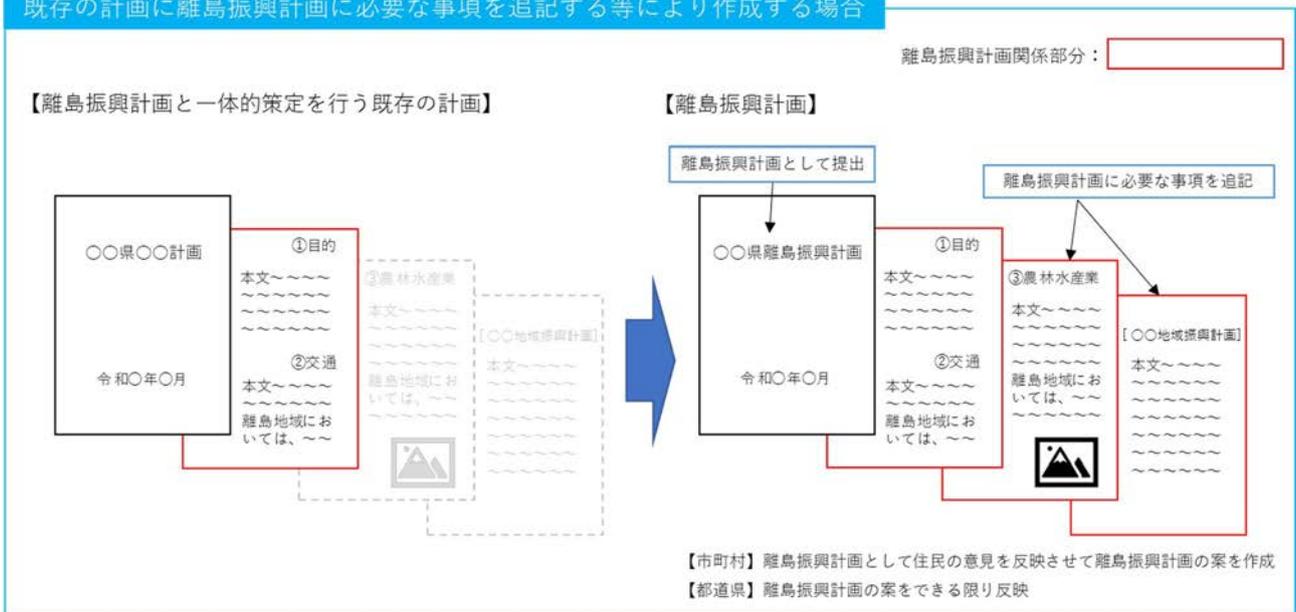
<イメージ図>



既存の計画の関係部分を明らかにして離島振興計画として提出する場合②



既存の計画に離島振興計画に必要な事項を追記する等により作成する場合



2. その他

上記の記載については、法の主務省庁である、総務省、農林水産省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、環境省の担当部局と調整済みである。

【参考】「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針」

(令和5年12月22日閣議決定)

URL : <https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/kakugiketteitou/kakugiketteitou-index.html>

【問い合わせ先】

国土交通省 国土政策局 離島振興課 塚本、新海
電話：03-5253-8421（直通）

【別紙】 離島振興法に定める離島振興計画の作成過程

昭和二十八年法律第七十二号 離島振興法（抄）

第四条 第二条第一項の規定により離島振興対策実施地域の指定があつた場合においては、関係都道府県は、離島振興基本方針に基づき、当該地域について離島振興計画を定めるよう努めるものとする。

5 都道府県は、離島振興対策実施地域について離島振興計画を定めようとするときは、あらかじめ、その全部又は一部の区域が当該地域である市町村（次項の規定による要請があつた場合における当該要請をした市町村を除く。以下この項において同じ。）に対し、当該市町村に係る離島振興計画の案を作成し、当該都道府県に提出するよう求めなければならない。この場合において、一の離島振興対策実施地域が二以上の市町村の区域にわたるときは、当該市町村は、共同して、離島振興計画の案を作成し、及び提出することができる。

8 市町村は、第五項又は第六項の案を作成しようとするときは、あらかじめ、その離島振興対策実施地域の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。